

尾花沢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の 人件費率
平成30 年度	16,202人	13,011,380 千円	753,541 千円	1,867,200 千円	14.4%	14.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
平成30 年度	224人	771,074 千円	133,286 千円	270,737 千円	1,175,097 千円

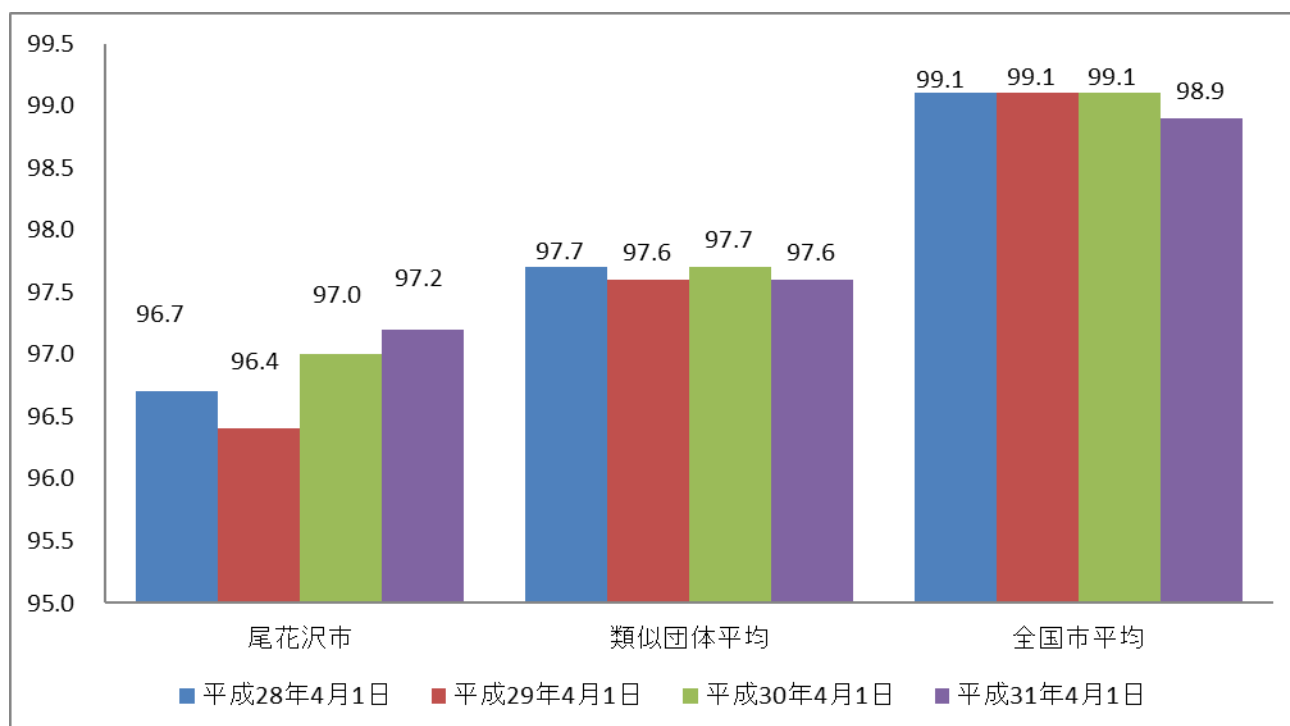
(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
5,245 千円	5,770 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職

俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成 31 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

山形県人事委員会勧告に基づき、県に準じた給料表改定を行っているため。また、経験年数階層の変動があったため。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）山形県人事委員会勧告に準じ、給料表を改定し（医（一）を除く）、1 人当たりの給料月額は平均 1,700 円の引き上げ。概ね 55 歳未満は増額、55 歳以上は減額改定となる。減額改定となった職員については、平成 30 年 3 月 31 日まで現給保障を実施。

技能労務職給料表については、県に準拠し、1 級制から 4 級制とした。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、山形県人事委員会勧告に準じ見直しを実施。通勤手当については、山形県職員に準じ、手当額を改定。概ね 30 km以上の通勤距離に該当する通勤手当が増額。（平成 27 年 4 月 1 日実施）
--

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾花沢市	40.3 歳	300,200円	396,065円	325,530円
山形県	44.0 歳	339,200円	420,300円	367,200円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	42.1歳	314,695円	368,118円	339,416円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
尾花沢市	45.6 歳	10 人	285,500 円	310,940 円	299,661 円	—	—	—	—
うち学校給食員	44.3 歳	4 人	298,700 円	319,125 円	310,181 円	調理師	42.2 歳	221,900 円	1.44
うち自動車運転手	※	2 人	※	※	※	自家用乗 用自動車 運転者	58.1 歳	194,600 円	※
うちその他	44.7 歳	4 人	308,100 円	331,100 円	325,642 円	—	—	—	—
山形県	50.7 歳	486 人	337,600 円	379,900 円	356,400 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	51.3 歳	14 人	307,303 円	331,875 円	319,853 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
尾花沢市	4,970,380 円	—	—
うち学校給食員	5,093,300 円	3,010,400 円	1.69
うち自動車運転手	※	2,584,200 円	—
うちその他	5,371,400 円	3,010,400 円	1.78

※個人情報保護の観点から対象となる職員数が 1 人または 2 人の場合※で表示しています。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 28 年～30 年の 3 ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾花沢市	33.8歳	262,000円	326,494円	286,203円
山形県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	36.5歳	283,570円	351,642円	309,347円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分		尾花沢市	山形県	国
一般行政職	大学卒	183,600 円	183,600 円	180,700円
	高校卒	150,800 円	150,800 円	148,600円
技能労務職	高校卒	146,200 円	146,200 円	—
	中学卒	134,200 円	134,200 円	—
消 防 職	大学卒	—	—	—
	高校卒	155,300 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

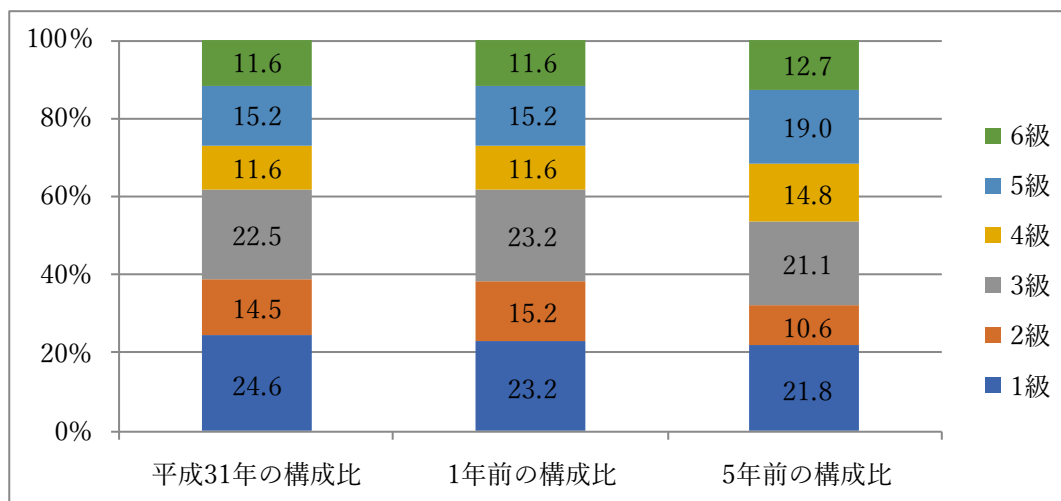
区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満	経験年数 30年以上35年未満
一般行政職	大学卒	251,900円	350,300円	388,200円	408,600円
	高校卒	232,600円	319,400円	363,300円	410,600円
技能労務職	高校卒	208,200円	305,100円	316,600円	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

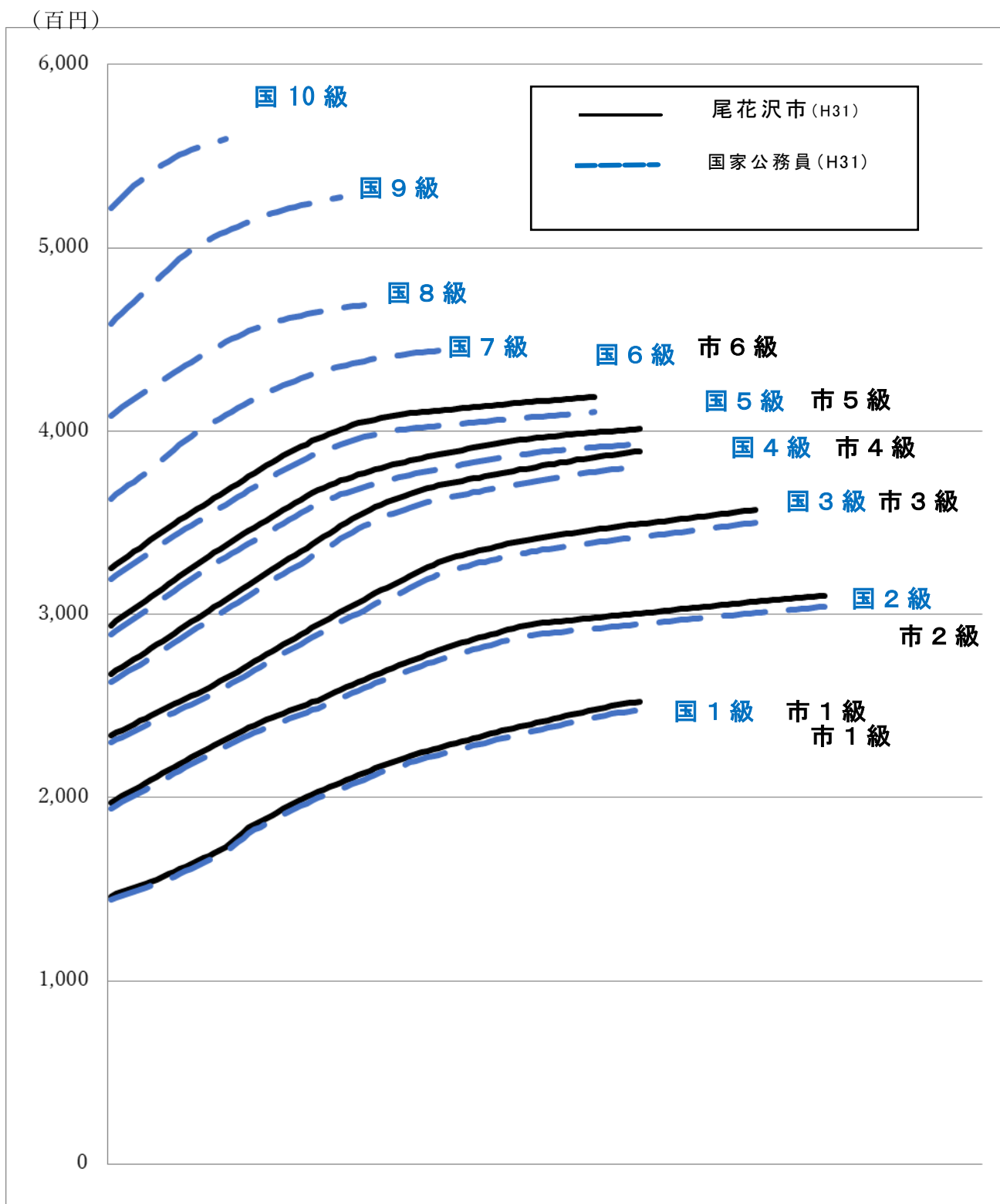
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	課長	16人	11.6%	325,200円	418,600円
5 級	課長補佐	21人	15.2%	294,000円	401,100円
4 級	主査・係長	16人	11.6%	267,500円	388,900円
3 級	係長・主任	31人	22.5%	233,900円	357,200円
2 級	主事	20人	14.5%	197,100円	310,300円
1 級	主事	34人	24.6%	146,200円	252,300円

- (注) 1 尾花沢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成 31 年 4 月 1 日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（尾花沢市）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

尾花沢市	山形県	国
1人当たり平均支給額（30年度） 1,372千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,713千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.80月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.80月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（尾花沢市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率				
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

尾花沢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	44.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率 2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率 2～45%）		
1 人当たり平均支給額		16,883 千円			

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在） ※制度なし

(4) 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（30年度決算）			18,755 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（30年度決算）			1,442,654 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）			5%	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
医務手当	診療所に勤務する医師	医務に従事したとき	16,047 千円	① 基準額 医師免許取得年度 月額 260,000円 翌年度は20,000円を加え、以下1年増すごとに20,000円ずつ加えた額と職務の級の区分による月額との合計額とする。 1級 80,000円 2級 90,000円 3級 100,000円 4級 110,000円 ②医務手当（月額） 所長 200,000円 医長 120,000円 ③救急診療待機手当（日額） 18,000円以内 ④救急診療手当（日額） 救急診療待機中、診療業務に従事した医師 18,000円以内 ⑤日曜当番診療手当（日額） 35,000円 ⑥健康診断業務手当（月額） 40,000円以内 ⑦嘱託医師業務手当（月額） 100,000円以内
診療業務手当	診療所に勤務する職員	放射線、臨床検査及び伝染性疾患の治療に従事したとき	—	月額 1,500 円
		死体の処置に従事したとき	7 千円	1 回 500 円
夜間看護手当	診療所に勤務する職員	勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	2,701 千円	・その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300 円 ・深夜における勤務時間が 4 時間以上の場合 3,550 円 ・深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合 3,100 円 ・深夜における勤務時間が 2 時間未満の場合 2,150 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	53,935千円
職員一人当たりの平均支給年額 （30年度決算）	240千円
支給実績（29年度決算）	54,190千円
職員一人当たりの平均支給年額 （29年度決算）	242千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	1.配偶者6,500円 2.子 10,000円 3.父母等 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円加算	同	—	25,103千円	234,607円
住居手当	借家、貸間に居住している職員 1.月額23,000円以下の家賃の場合 家賃－12,000円 2.月額23,000円を超える家賃の場合 11,000円＋{(家賃－23,000円)÷2} 【限度額27,000円】	同	—	11,588千円	251,913円
通勤手当	1.自家用車使用 通勤距離に応じて支給 限度額37,200円 2.交通機関等利用 利用区間等に応じて支給 限度額55,000円	異	支給額	8,243千円	77,037円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 月額41,000円	異	支給額	8,357千円	439,842円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合 135/100	同	—	10,235千円	319,844円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までに勤務した場合 25/100	同	—	2,981千円	78,447円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対し、11月から翌年3月まで支給 扶養親族のある職員 17,800円 その他世帯主である職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同	—	12,844千円	58,648円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長 副 市 長	728,000 (910,000) 円 680,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
			985,000円 / 648,000円 790,000円 / 571,000円
報 酬	議 長 副 議 長 議 員	420,000円	500,000円 / 304,000円
		375,000円	450,000円 / 264,000円
		350,000円	420,000円 / 249,000円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(30年度支給割合) 3.25月分	給料月額に40%を加算して 6月期1.550月分 12月期1.700月分
	議 長 副 議 員	(30年度支給割合) 3.25月分	給料月額に40%を加算して 6月期1.550月分 12月期1.700月分
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
		退職日給料月額×勤続月数×56.7/100 退職日給料月額×勤続月数×33.1/100	24,767千円 任期ごとか通算か選択可 10,804千円 任期ごとか通算か選択可
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

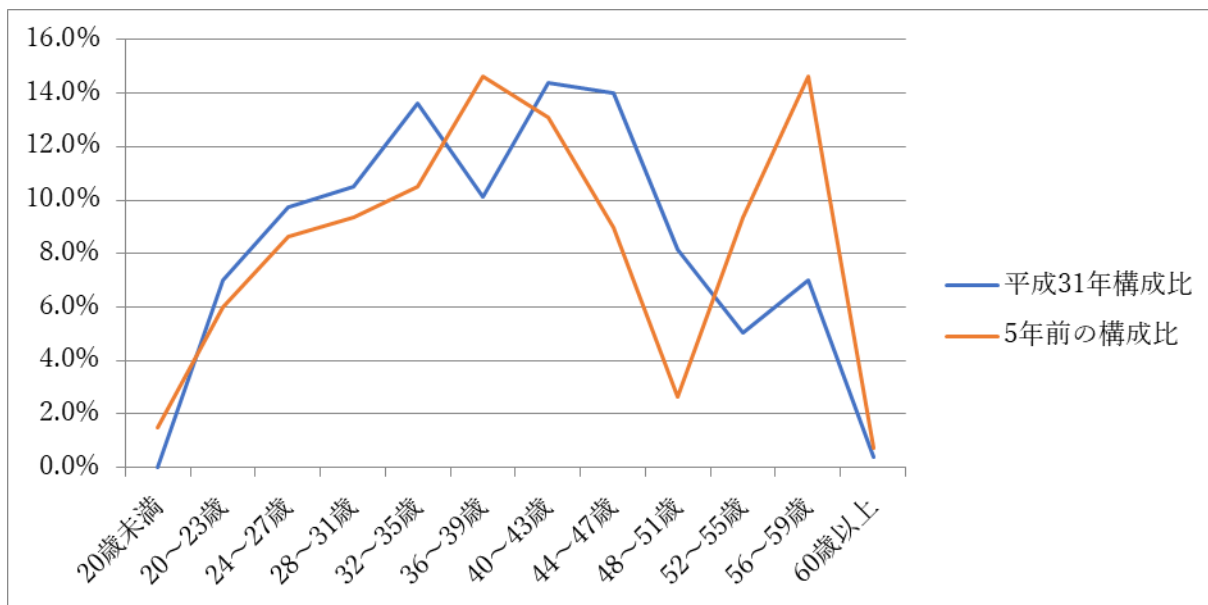
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	▲ 1	統廃合縮小による減
		総務・企画	47	46		
		税務	13	13		
		労働	1	1		
		農林水産	15	15		
商工		8	8			
土木		13	14	1		
民生衛生		34	35	1		
		計	149	151	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.19人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 74.24人)
		教育部門	25	25		
		消防部門	50	50		
		小 計	224	226	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 139.48人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 97.93人)
公 営 企 業 等 部 門		病 院	17	16	▲ 1	退職者不補充による減 配置見直しによる減
		水 道	4	3	▲ 1	
		そ の 他	12	12		
		小 計	33	31	▲ 2	
		合 計	257 [310]	257 [310]		<参考> 人口1万人当たり職員数 158.62人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	18人	25人	27人	35人	26人	37人	36人	21人	13人	18人	1人	257人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	31年	30年	29年	28年	27年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	151	149	154	155	155	157	▲6 (▲3.8%)
教育	25	25	25	25	26	28	▲3 (▲10.7%)
消防	50	50	49	50	50	50	0 (0%)
普通会計計	226	224	228	230	231	235	▲9 (▲3.8%)
公営企業等会計計	31	33	33	32	33	33	▲2 (▲6.1%)
総合計	257	257	261	262	264	268	▲11 (▲4.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。